

## 徳島県監査委員公表第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく職員措置請求に係る監査の結果について、同条第4項の規定により、次のとおり公表する。

平成29年12月27日

徳島県監査委員	稲田米昭
同	矢田等
同	井関佳穂理
同	須見一仁
同	臼木春夫

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく職員措置請求に係る監査の結果は、次のとおりである。

平成29年12月18日

徳島県監査委員	稲田米昭
同	矢田等
同	井関佳穂理
同	須見一仁
同	臼木春夫

### 第1 請求の受付

#### 1 請求書の提出

平成29年10月20日に、徳島市 株式会社トリビューンしこくから提出された職員措置請求書は、同日受け付けた。

#### 2 請求の要旨

##### (1) 請求の趣旨

徳島県教育委員会事務局施設整備課（以下「施設整備課」という。）及び同県立学校25校（対象校は別記1のとおり。以下「県立学校25校」という。）が行った平成28年度の県立学校避難所施設強化・充実事業による防災用備蓄品の購入をめぐり、違法性や不当性が指摘できるので、監査委員は厳正な監査を行い、次の措置を勧告

することを求める。

ア 職員を懲戒処分すること【請求ア】

徳島県知事（以下「知事」という。）に対し，地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）に抵触した職員を懲戒処分するよう勧告すること。

イ 相当額の損害賠償請求をすること【請求イ】

知事及び決裁権者に対し，徳島県会計規則（昭和39年徳島県規則第23号。以下「会計規則」という。）や徳島県事務委任規則（昭和42年徳島県規則第16号。以下「事務委任規則」という。），物品購入改善マニュアル（以下「マニュアル」という。）に違反して契約し支出した10,335,600円のうち，相当額の損害賠償請求をするよう勧告すること。

ウ 不当利得金を返還させること【請求ウ】

知事に対し，不法行為で不当な利益を得たX社に不当利得金を返還させるよう勧告すること。

(2) 請求の理由

県立学校25校は，各校がそれぞれ次の防災用備蓄品（A，B及びC）をX社から購入している。各校とも平成29年3月1日から同年3月31日の間に購入したものである。

品 目	数量	予算費目	金額(円)
A アルミブランケット	480枚	需用費（消耗品）	57,024 (a)
B 簡易トイレ (非常用便袋)	2,000回分	需用費（消耗品）	108,000 (b)
C 組立式パイプテント (1.5間×2.0間)	2式	備品購入費	248,400 (c)
1校当たりの合計金額 (a + b + c)			413,424 (d)
県立学校25校の総額 (d × 25)			10,335,600

指摘できる違法性や不当性については，次のとおりである。

ア 官製談合

施設整備課が平成29年3月3日に県立学校25校に一斉送信したメール（文面については別記2のとおり。以下「本件メール」という。）によると，同課は，X社に対してY社及びZ社の見積書の取りまとめを依頼し，Y社及びZ社を併せた3社分の各学校長宛ての見積書を受け取っている。

この行為は，入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公

正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号。以下「官製談合防止法」という。)違反である。

官製談合防止法は、国や自治体職員に対し、「業者に談合をさせる」、「受注者を指名する」等、入札の公正を害する行為を行うことを禁じており、禁止された行為を行った職員には、5年以下の懲役又は250万円以下の罰金が科されることになっている。

X社に他の2社の見積書の取りまとめを依頼した施設整備課の行為は、明白な官製談合防止法違反である。

#### イ ルール無視の物品購入

会計規則や事務委任規則では、県立学校における1千万円以下の物品購入は、学校長の権限である。

施設整備課はこれら規則に反して、県立学校25校の各学校長に無断で「見積書の徴収」、「業者選定」、「購入金額の決定」を行い、各学校に物品を購入させている。

徳島県経営戦略部管財課(以下「管財課」という。)のマニュアルによると、10万円を超える物品を購入するときは、担当職員が見積伺い文書を作成し、上司の決裁をもらうことになっているが、施設整備課の担当職員は見積伺い文書を作成せず、上司も決裁していない。

会計規則や事務委任規則、マニュアルに反した物品購入を行った施設整備課職員の行為は、明白な地公法違反である。

#### ウ 辻褃合わせの公文書作成

県立学校25校の各事務担当者は、施設整備課の指示を受けて、同課から郵送された3社の見積書や仕様書、参考比較表、カタログ等(以下「見積書等」という。)を使い、「購入伺い」、「見積徴収伺い」、「経費支出伺い」、「支出負担行為決議書兼支出命令書」、「物品購入決議簿」等の公文書を作成している。

防災用備蓄品の見積書等は、施設整備課が3社から集め、各学校に郵送している。購入業者や金額、予算費目、納期等も同課が決め、各学校に指示している。

各学校が作成した公文書は、あたかも各学校で物品購入の手続きを行ったかのごとく見せかけるための、実体とかけ離れた辻褃合わせの公文書である。

実体の伴わない偽装公文書を作成した各学校の行為は、公文書偽造罪に該当する違法行為である。

(以上、おおむねこのように解する。なお、別記2を除いて、事実証明書の記

載は省略する。)

(別記1) 県立学校25校

城北高等学校, 徳島北高等学校, 城西高等学校, 徳島科学技術高等学校, 徳島中央高等学校, 富岡西高等学校, 阿南工業高等学校, 新野高等学校, 那賀高等学校, 鳴門渦潮高等学校, 板野高等学校, 阿波高等学校, 名西高等学校, 吉野川高等学校, 川島高等学校, 阿波西高等学校, 穴吹高等学校, 脇町高等学校, つるぎ高等学校, 辻高等学校 (平成29年4月1日からは池田高等学校辻校), 池田高等学校, 三好高等学校 (平成29年4月1日からは池田高等学校三好校), 徳島視覚支援学校, 国府支援学校, 阿南支援学校

(別記2)

各県立学校 事務(課・室)長 殿

お世話になっております。

熊本地震を踏まえて, 補正予算にて防災用備蓄品の購入を行うこととなりました。

つきましては, 年度末のお忙しいところ,  
急なお願いで申し訳ありませんが,  
防災用備蓄品の購入を学校執行でお願いいたします。

「県立学校施設避難所強化・充実事業」の今年度予算の,  
需用費(消耗品)で

「アルミブランケット: 480枚」,

「簡易トイレ(非常用便袋): 2000回分」,

備品購入費で

「組立式パイプテント(1.5間×2.0間): 2式」

を購入してください。

見積は防災備蓄品をとくしまゼロ作戦課に納品実績がある

「X社」にお願いし,

他に「Y社」及び「Z社」と

すでに学校長宛の3社の見積書を需用費分と備品分に分けて用意してもらっています。

見積額：

アルミブランケット	金57,024円（税込）
簡易トイレ（非常用便袋）	金108,000円（税込）
需用費分計	金165,024円（税込）
組立式パイプテント	金248,400円（税込）
備品購入費分	同上

見積書、仕様書、参考比較表、カタログ（メーカーHP）を郵送いたしますので、

お手数ですが、各学校において、来る3月10日頃までに

「X社」に

御連絡していただき、購入をお願いいたします。

後日、見積額と同額を平成29年2月15日付けで予算配当いたします。

なお、実績報告書の提出は不要です。

## 第2 請求の受理

本件請求は、平成29年11月1日に所要の法定要件を具備しているものと認め、受理することとした。

## 第3 監査の実施

### 1 監査対象事項

本件監査においては、請求ア、請求イ及び請求ウを対象として審査を進めた。

### 2 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対し、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条第6項の規定に基づき、平成29年11月20日に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

請求人は、期日に証拠を提出し、陳述による内容の補足として、当日提出した「管財課による防災備品調達実績」を例に挙げ、施設整備課が一般競争入札を行うべきであったことや、事実証明書である徳島北高等学校に係るX社、Y社及びZ社（以下

「3業者」という。)の見積書を例に挙げ、同見積書の日付が、本件メールが送信された日以前となっており、時系列的に辻褃が合わず、またその筆跡から同校の担当職員が3業者の見積書に日付を書き入れていることを追加して主張した。

### 3 監査対象機関に対する監査の実施

施設整備課及び県立学校25校を監査対象機関と定め、当該機関に対し監査調書等の提出を求め、平成29年11月20日に監査を行った。ただし、監査対象機関の数が多く、県立学校25校の監査調書の内容は、おおむね同一であったため、徳島北高等学校、鳴門渦潮高等学校及び川島高等学校以外の22校については、書面による監査とした。

なお、県立学校25校のうち辻高等学校及び三好高等学校については、両校とも平成29年4月1日から池田高等学校の分校となっているが、本監査結果においては、分校も学校数にカウントした。

### 4 関係人調査の実施

請求人の主張に係る事実状況を把握するため、自治法第199条第8項の規定に基づく調査（以下「関係人調査」という。）として、3業者に対するヒアリング調査を実施した。

## 第4 監査の結果

### 1 事実関係の確認

施設整備課及び県立学校25校に対する監査及び関係人調査並びに関係資料から把握した事実は、おおむね次のとおりである。

#### (1) 物品購入に関する関係法令

##### ア 物品購入手続き関係

- ① 自治法第234条第1項では、「売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。」と規定しており、同条第2項では、「前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当する場合に限り、これによることができる。」と規定している。
- ② 前記①を受けて、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の2第1項において、随意契約によることができる場合として、第1号から第9号までを規定しており、第1号においては、「売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格が別表第5上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。」と規定し、別表第5において、「都道府県における財産

の買入に係る契約は160万円」としている。これは、金額の少額な契約についてまで競争入札を行うことは、事務量がいたずらに増大し、能率的な行政運営を阻害することから、契約の種類に応じた一定の金額以内のものについては、随意契約によることができることとしているものである。

- ③ 前記②を受けて、徳島県契約事務規則（昭和39年徳島県規則第39号）第30条の2において、「財産の買入に係る契約の随意契約によることができる予定価格の額は160万円」と規定している。（令と同額）
- ④ さらに、物品購入に関する県職員の不祥事の発生を受けて、平成20年12月に、「要求と発注・支払部門の分離」，「物品購入業者選定委員会の開催」，「事務手続の明確化」，「予定価格が30万円以上の物品購入の一般競争入札の実施」，「具体的な事務手順」などを盛り込んだ「マニュアル」を策定している。

#### イ 事務執行権限関係

- ① 会計規則第96条において、「物品の購入の要求は物品購入要求書（様式第91号）によってしなければならない。」と規定しており、管財課長に提出することになっている。
- ② また、徳島県用度事業特別会計規則（昭和42年徳島県規則第20号）第4条第1項においても、「各課及び廊の長は、物品を必要としたときは、物品購入要求書（会計規則様式第91号）により管財課長に要求しなければならない。同条同項第2項において、「管財課長は、前項の要求があったときは、審査の上、速やかに購入し、当該物品を交付しなければならない。」と規定している。
- ③ 事務委任規則第15条において、「徳島県教育委員会に所属する廊の長に対し、別表第10に掲げる事務を委任する。」と規定しており、自治法第232条の3の規定による支出負担行為の額として、物品を購入する際の予算執行科目の「需用費」及び「備品購入費」のいずれも「1千万円未満」としている。

#### ウ 前記法令等の整理

まず、「物品購入の手続き」については、令第167条の2第1項の2号から9号までに該当せずに、予定価格が30万円以上の場合は一般競争入札によらなければならない。

次に、「事務執行権限」については、各課及び廊の長は物品を購入する場合は管財課長に要求することになっている。このため、本庁各課が購入希望する消耗品や備品などの物品購入は管財課で執行することになるが、県立学校においては、1千万円未満の支出負担行為（又は予定価格）の範囲内であれば物品購入事務の権限が学校長に委任されている（ただし、高額物品については事前の審査手続き

が必要となる。) )。このことから、複数の県立学校が同じような物品を購入するような場合には、仕様、数量、金額等の状況を勘案し、主務課である本庁各課で一括購入するか、各学校ごとに購入するかについて、適切に判断する必要がある。

## (2) 事業について

施設整備課は、平成28年度6月補正予算として「県立学校避難所施設強化・充実事業」において、86,935千円を追加計上し、事業を実施している。

事業内容は、体育館の天井材落下防止対策（設計・工事）等（以下「工事等」という。）や本件監査において対象となっている避難所備蓄品（以下「本件防災用備蓄品」という。）を含む、避難生活をサポートする資機材の整備である。

(内訳)

- ・ 体育館の天井材落下防止対策（32,200千円）  
設計（阿南工業高等学校）  
工事（城北高等学校 他2校）
- ・ 受水槽遮断弁設置（12,500千円）  
工事（城東高等学校 他4校）
- ・ 避難所備蓄品（42,235千円）  
アルミブランケット，簡易トイレ，組立式パイプテント

このうちの避難所備蓄品については、平成28年度に県立学校39校（本件監査請求は、このうちの25校）において、

- ・ A アルミブランケット（480枚） 57,024円
- ・ B 簡易トイレ（2,000回分） 108,000円
- ・ C 組立式パイプテント（1.5間×2.0間 2式） 248,400円

の3種類を次のとおり購入している。

28校（県立学校25校を含む）において、A、B及びCの3種類を購入しており、1校当たりの発注はA及びBの合計165,024円（需用費）とCの248,400円（備品購入費）の2件であり、28校の合計は11,575,872円となっている。

また、11校において、Aのみを購入しており、1校当たりの発注は57,024円（需用費）の1件であり、11校の合計は627,264円となっている。

以上、28校の2件及び11校の1件のいずれの発注も、随意契約で購入（30万円以上は原則一般競争入札というマニュアルの基準は下回っている）しており、39校全体の購入金額は、12,203,136円となっている。

なお、各学校とも、平成29年3月31日までに納品が完了している。

### (3) 本件メールについて

平成29年3月3日に、当時の施設整備課の担当課長補佐が、県立学校25校へ本件防災用備蓄品の購入を依頼するため、本件メールを作成し送信している。

本件メールの文面は、当時の施設整備課担当者に確認をとった上で、当時の課長に口頭で説明し、同課長の了解を得て、送信したとしている。

なお、施設整備課が送受信しているメールは、メールボックスの容量が満杯になる前に、おおむね2ヶ月を目安に消去している。請求人が事実証明書として添付している本件メールは現在メールボックスに残っておらず、本件メールが印刷物としても残っていないため、実際送信したものと同一かどうか確認できないとしている。

また、施設整備課は、請求人が事実証明書として添付している本件メールの写しは、メール印刷時の上下のヘッダ・フッタ及び送信者、送信日時、宛先、件名の枠が削除されており、加工された形跡が認められるとしている。

### (4) 物品購入の方法について

#### ア 本件防災用備蓄品の購入が年度末になった経緯について

本件防災用備蓄品の購入については、当初、施設整備課で一括購入することとしていた。しかし、当時の施設整備課は、熊本地震をはじめ活発化する地震活動に備えるための当初見込んでいなかった補正予算への対応や東京オリンピック・パラリンピック等スポーツ・レガシー創出に向けた施設整備計画作成業務の増加、6月補正予算を含め数多くの工事や設計委託業務等を抱え多忙であったことに加えて、当時の担当者が物品購入の手続きに不慣れであったため、購入ができないまま年度末近くの1月になってしまったとしている。

本庁舎内の所属が物品購入する場合は、原則として、管財課で入札を執行しなければならず、1月から購入の準備を始めたが、管財課への入札依頼の締め切りが10月上旬であり、すでに時期を逸していたため、一括購入は断念したとしている。

#### イ 購入の事務手続について

施設整備課での防災用備蓄品の一括購入は断念したが、平成28年度6月補正予算として議会の承認を得ていることから、年度内に防災用備蓄品を整備したいと考え、年度内に納品が可能な本件防災用備蓄品を各学校で購入してもらう方法に変更することとし、年度末の多忙な時期における各学校の事務負担軽減のため、また、年度末までの短期間での納品を完了させるため、各学校に代わり、同課で見積書を徴収したとしている。

なお、本件防災用備蓄品の購入は各学校によるものであることから、施設整備課では、見積伺い文書等は作成していない。

#### ウ 見積書の徴収方法について

施設整備課においては、徳島県（以下「県」という）に納品実績のある2社と管財課の入札参加登録業者である1社を選定し、本件防災用備蓄品の見積を、本件メールを送信した平成29年3月3日の10日ほど前に、3業者それぞれに同課の担当者が電話にて依頼している。

なお、電話で見積依頼をすることについては、当時の上司に口頭で了解を得ているが、電話での対応の記録はない。

担当者によると、見積は、全学校の全体数量で算定した単価を用いて、各学校の統一価格とし、各学校毎の見積書を作成するよう依頼しており、年度末までの納品を前提に見積するよう3業者に伝えたと思うとしている。

また、担当者は、見積書を3月初め（3月3日より前）に3業者からそれぞれ受け取っている。

#### (5) 県立学校25校の会計事務手続について

各学校は、平成29年3月3日、施設整備課から本件メールを受信し、後日、同課から郵送された見積書等を受け取っている。

各学校は、各市町等から避難所として指定されており、避難所に係る備蓄品の必要性を認識していたところ、本件メールによる本件防災用備蓄品の購入依頼を受け、見積書の内容を確認し、本件防災用備蓄品の購入を決定した上で、見積額が最低価格であったX社に連絡し、納品依頼を行っている。

その際に、マニュアルに沿った事務手続として、「購入伺い」、「見積徴収伺い」、「経費支出伺い」、「支出負担行為決議書兼支出命令書」、「物品購入決議簿」等の公文書を作成しており、本件防災用備蓄品は、同年3月31日までに納品されている。

なお、各学校は、施設整備課から受け取った見積書の日付が空欄であったため、担当者が日付を記入したとしており、また、一部の学校では、同課からの本件メールに記載されている予算配当日との整合をとるため、本件メールの受信日より前に遡った日付を記入したとしている。

#### (6) 関係人調査結果について

3業者に対する関係人調査の結果は、次のとおりである。

(X社に対する調査)

ア 本件防災用備蓄品の見積依頼について

- ・ 2月末頃，施設整備課の担当者から，電話にて，見積書の提出依頼があった。電話での対応の記録はない。
- ・ 施設整備課から，Y社及びZ社の見積書の取りまとめは依頼されておらず，取りまとめをした事実もない。なお，当時，施設整備課が何社かに見積依頼をしているとは思っていたが，どこに依頼しているかは知らず，後日，新聞記事により知った。

イ 見積価格について

- ・ 全学校の全体数量で算定した単価を用いて，各学校の統一価格とし，各学校毎の見積書を作成した。
- ・ 見積依頼があれば，メーカーにいくらにできるか確認の上，納品方法，配送料等を考慮して価格を決定する。一校分だけの見積といくら違うかは，明確には言えないが，全学校の全体数量で算定した今回の価格は，安くしたつもりである。

ウ 口頭での見積依頼について

- ・ 電話等の口頭だけで依頼されることは，よくある。
- ・ 3月末までの納品であると聞いていた。もし，自社に決まったら，配送が大変だが，独自のシステムがあるので大丈夫だろうと思った。

エ 見積書の提出について

- ・ 依頼を受けてすぐに見積書を作成し，明確には覚えていないが翌日くらいに施設整備課へ担当社員が持参し，担当者に手渡した。
- ・ 見積書の日付については，空けて提出したが，そのようなことはよくある。

オ 業者の決定について

- ・ 見積書を提出してから，何日か後に，施設整備課の担当者から，自社に決まったと電話にて連絡があった。

カ 徳島北高等学校長宛ての見積書の写し（事実証明書）について

- ・ 自社が作成したものに間違いはない。

（Y社に対する調査）

ア 本件防災用備蓄品の見積依頼について

- ・ 2月末頃，施設整備課の担当者から，電話にて，見積書の提出依頼があった。電話での対応の記録はない。
- ・ X社から，見積書の提供を依頼された事実はない。

イ 見積価格について

- ・ 全学校の全体数量で算定した単価を用いて，各学校の統一価格とし，各学校

毎の見積書を作成した。

- ・見積依頼があれば、メーカーにいくらにできるか確認の上、納品方法、配送料等を考慮して価格を決定する。一校分だけの見積といくら違うかは、明確には言えないが、全学校の全体数量で算定した今回の価格は、安くはなっている。

ウ 口頭での見積依頼について

- ・電話等の口頭での依頼と文書での依頼は、半々くらいである。
- ・2月末の電話での依頼であったので、勝手な思い込みかもしれないが、予算のための見積かと思っていた。

エ 見積書の提出について

- ・3月初め頃、施設整備課へ担当社員が持参し、担当者に手渡した。
- ・見積書の日付については、空けて提出した。

オ 業者の決定について

- ・3月初め頃、他社に決まった旨の電話連絡を、施設整備課の担当者から受けた。

カ 徳島北高等学校長宛ての見積書の写し（事実証明書）について

- ・自社が作成したものに間違いない。

（Z社に対する調査）

ア 本件防災用備蓄品の見積依頼について

- ・2月末頃、施設整備課の担当者から、電話にて、見積書の提出依頼があった。電話での対応の記録はない。
- ・X社から、見積書の提供を依頼された事実はない。

イ 見積価格について

- ・全学校の全体数量で算定した単価を用いて、各学校の統一価格とし、各学校毎の見積書を作成した。
- ・当社は、物品の納品実績がほとんどないので、落札できれば幸いくらいに考えていた。

ウ 口頭での見積依頼について

- ・電話等の口頭だけで依頼されることは、よくある。
- ・3月末までの納品という条件はなかった。

エ 見積書の提出について

- ・3月初め頃、施設整備課へ社長が持参し、職員（誰かはわからない）に手渡した。
- ・見積書の日付については、空けて提出したと思う。

オ 業者の決定について

- ・ 3月初め頃、他社に決まった旨の電話連絡を、施設整備課から受けた。

カ 徳島北高等学校長宛ての見積書の写し（事実証明書）について

- ・ 自社が作成したものに間違いはない。

## 2 本件請求に対する監査対象機関の見解

監査対象機関である施設整備課及び県立学校25校の見解は、次のとおりである。

### (1) 官製談合について

(施設整備課)

本件メールの文面については、「見積は防災備蓄品をとくしまゼロ作戦課に納品実績があるX社にお願いし、他にY社及びZ社とすでに学校長宛の3社の見積書を需用費分と備品分に分けて用意してもらっています。」となっているが、「他にY社及びZ社にもお願いし」という趣旨であり、また、メールを作成した課長補佐と見積依頼をした担当者が別であったため、「担当に用意してもらっています。」という趣旨であり、言葉足らずで、主語や述語が明確になっていないため、X社にY社とZ社の見積の取りまとめを依頼したような誤解を招く表現となってしまった。

また、「各学校において、来る3月10日頃までにX社に御連絡していただき、購入をお願いいたします。」との記載については、3業者のうち見積金額が最低価格であったX社から年度内に確実に購入してもらうためであった。

当課職員が見積書を徴収したことについては、各学校で行う行為を一部代理で実施したものであり、見積は3業者それぞれから徴収している。

官製談合防止法第2条第4項に規定する「当該入札に参加しようとする事業者が他の事業者と共同して落札すべき者若しくは落札すべき価格を決定」といった「入札談合等」に抵触せず、また、見積結果により採用業者を決定しているため、同法第2条第5項に規定する「契約の相手方となるべき者をあらかじめ指名する」といった「入札談合等関与行為」を行っておらず、官製談合防止法に抵触するものではない。

### (2) 物品購入の方法について

(施設整備課)

当初は、当課で、本件防災用備蓄品を一括購入することを予定していたが、担当者が多忙を極め、管財課への入札依頼の締め切りに間に合わず、入札執行時期を逸したことから、各学校で購入してもらうことに変更した。

この際に、各学校長宛ての見積書を徴収したのは、各学校の事務負担軽減のためであり、会計規則第24条の2に定められた、物品購入等の執行に係る支出負担行為

における確認事項の「歳出の所属年度，予算種別，会計区分及び科目に誤りがないこと」，「予算の目的に適合していること」，「予算額及び予算配当額を超過していないこと」，「金額の算定に誤りのないこと」及び「法令の規定に違反していないこと」を遵守している。

また，事務委任規則で学校長に委任している物品購入において見積徴収等の一部の手続きを当課が行ったことについては，あくまで学校の代理で行ったものであるため，学校長への越権行為ではなく，事務委任規則に反するものではない。

各学校においても，見積書の内容確認を行った後に会計事務手続を行っており，各学校が行った行為も会計規則及び事務委任規則に反するものではなく，したがって，地公法違反には当たらない。

### (3) 県立学校25校の会計事務手続について

#### (施設整備課)

各学校の本件防災用備蓄品購入の会計事務手続については，各学校において，会計規則及び事務委任規則に基づき行っており，公文書偽造罪には当たらない。

#### (県立学校25校)

施設整備課から郵送された見積書は，本件防災用備蓄品の納品が可能な業者を同課が検討した上で，一括購入した場合の価格で徴収したものであると理解して，学校単独で見積書を徴するより安価になると判断し，当該見積書等を使って，会計規則，マニュアル等に基づき，適正な事務処理を行った。

## 3 判断

確認した事実関係を基に監査委員が判断した結果は，次のとおりである。

### (1) 官製談合について

請求人は，本件メールの文面から，施設整備課は本件防災用備蓄品の購入にあたり，X社に，Y社及びZ社の見積書の取りまとめを依頼し，3業者の各学校長宛ての見積書を受け取っており，この行為は，明白な官製談合防止法違反であると主張している。

こうした請求人の主張に対し，施設整備課は，本件メールの文面は，主語や述語が明確になっていないため，誤解を招く表現となっていたが，見積書は3業者それぞれから徴収したとしている。また，同課職員が見積書を徴したのは，各学校で行う行為の一部を代理で実施したものであって，見積結果により最低価格を提示したX社から年度内に本件防災用備蓄品を確実に購入してもらうために，各学校に本件メールを送信したものであり，官製談合防止法に抵触するものではないとしている。

また、関係人調査として、3業者にヒアリングした結果、X社は、施設整備課から見積依頼があり、後日、見積書を担当社員が同課へ持参したが、Y社及びZ社の見積書の取りまとめは依頼されておらず、当時、同課が何社に見積依頼したかも知らなかったと回答しており、Y社は、同課から見積依頼があり、見積書を担当社員が同課へ持参したが、X社から見積書提供の依頼は受けていないと回答しており、Z社は、同課から見積依頼があり、見積書を社長が同課へ持参したが、X社から見積書提供の依頼は受けていないと回答している。

これらの見積書提出依頼は、3業者いずれも施設整備課の担当職員が電話で行ったとのことであり、同課にも3業者にも依頼に関する記録は残されておらず、調査した限りにおいては、同課がX社に対し、Y社及びZ社の見積書の取りまとめを依頼し、またX社が取りまとめを行ったという事実は確認できなかった。

したがって、明白な官製談合防止法違反であるとの請求人の主張には理由がない。

## (2) 物品購入の方法について

請求人は、会計規則や事務委任規則、マニュアルに反した物品購入を行った施設整備課の行為は、明白な地公法違反であると主張している。

こうした請求人の主張に対し、施設整備課は、当初は同課において、本件防災用備蓄品を入札によって一括購入することを予定していたが、管財課の入札依頼の締め切りに間に合わず、入札できる時期を逸してしまったため、各学校に購入してもらう方法に変更したとしている。そして、年度末での各学校の事務負担軽減のため、また、年度末までの短期間での納品を完了させるため、各学校に代わって見積書を徴収したものであり、会計規則を遵守しており、事務委任規則に反するものでもなく、したがって地公法違反にはならないとしている。

また、各学校は、施設整備課から本件メールで依頼があったことから、年度末での各学校の事務負担軽減のために、同課が各学校に代わり見積書を徴収し、送付されたものと受け止め、学校独自で見積を取るよりも安価であると考えて当該見積書を使用し、適切な事務処理を行ったとしている。

本件防災用備蓄品は、多くの県立学校での購入を予定しており、各学校の仕様及び数量も統一されていることからすると、本来は、施設整備課が一般競争入札により一括購入すべきであったが、年度内の一般競争入札の時期を逸したため、各学校に購入してもらう方法に変更し、各学校に代わって見積書の提出依頼を行っている。その際、施設整備課の担当職員は、電話のみで3業者に提出依頼を行っており、納期について、3業者間の認識に差異が生じる結果となっている。

そもそも、会計規則や事務委任規則、マニュアルは、他所属のために見積書を徴収すること、また他所属が徴収した見積書を使用することは想定していないと考え

られる。

もとより、需用費（食糧費を除く）及び備品購入費については、事務委任規則で、1千万円未満の支出負担行為を各学校長に委任しており、施設整備課が、各学校長が行うべき本件防災用備蓄品の購入のための見積書を電話のみで依頼し徴収したことは、結果的には学校長が事後追認したような形になっているとはいえ、いずれも不適切な行為であったと言わざるを得ない。

しかしながら、こうした一連の行為は、施設整備課の担当職員が多忙であったことなどにより、一括購入するための入札の時期を逸してしまった結果、年度内に本件防災用備蓄品を整備するための方法として、学校で購入することに変更したものであり、不適切ではあるものの、請求人が主張する明白な地公法違反とまでは言い難い。よって、請求人の主張には理由がない。

### （3）県立学校25校の会計事務手続について

請求人は、実体の伴わない偽装公文書を作成した各学校の行為は、公文書偽造罪に該当する違法行為であると主張しているが、公文書偽造は、作成権限がある公務員以外の者が、一見真正な公文書と誤信させる外観を有するものを作成する行為であることから、虚偽公文書作成等罪であるとの趣旨と思われる。

虚偽公文書作成等罪は、公務員が、その職務に関し、行使の目的で、虚偽の文書若しくは図画を作成し、又は文書若しくは図画を変造した場合の罪である。

今回、各学校は、自ら見積依頼をすることなく、施設整備課から送付を受けた3業者の見積書を用いて購入手続きを行ったにもかかわらず、3業者から見積書を徴するかのような見積徴収伺い文書を作成した行為は、適切とは言い難い。しかしながら、各学校は、施設整備課からの依頼を受けて、年度内という限られた期間内に確実に購入するため、3業者が各学校長あてに作成した見積書を用いたことも事実であることから、虚偽公文書作成等罪に当たるとまでは言えない。

また、見積書の日付については、3業者は日付を空けて提出しており、各学校の担当者は、日付が空欄であったことから、日付を記入し、一部の学校では、3業者が見積書を提出した3月初めより前に遡った日付を記入していた。この点については、施設整備課からの本件メールに記載されている予算配当日との整合をとったとのものであり、これら日付の記入の目的も時点も3業者の意思に反しているともまでは言えないものと推認され、不適切な事務処理ではあるものの、私文書偽造等罪にも当たるとまでは言えず、請求人の主張には理由がない。

### （4）県の損害について

施設整備課は、3業者に対し、全学校の全体数量で算定した単価を用いて、各学

校の統一価格とし、各学校毎の見積書を作成するよう依頼したとのことであり、3業者とも、そのように見積をしたと回答しており、1校毎に見積を徴するよりは安価になっていることが推認できる。しかしながら、各学校へ予算を配当して、各学校で購入することは、事務執行権限上は可能であるとはいえ、今回のケースでは、多くの学校が購入し、仕様や数量も統一されていることから、本来なら施設整備課が一般競争入札により一括購入すべきであり、入札を行った方が、購入価格が低くなった可能性も否定はできない。

業者の見積価格は、入札による場合でも、数量や納入場所などの条件を示してのメーカーとの交渉や運送費等が考慮されるものであると考えられ、今回の3業者の見積合わせと比較して、どれほど価格が違っていたか推測することは難しく、県に具体的な財務会計上の損害が発生しているかどうかは不明であり、損害があった事実は確認できなかった。

#### 4 結論

以上、本件請求ア「地公法に抵触した職員を懲戒処分すること」、請求イ「相当額の損害賠償請求をすること」及び請求ウ「X社に不当利得金を返還させること」については、いずれも財務会計上、違法又は不当に契約を締結し又は公金を支出した事実があったとまでは認められないので、棄却する。

#### 第5 意見

請求に対する監査の結果は以上のとおりであるが、監査を終えての監査委員としての意見を付記する。

今回、県立学校に整備する本件防災用備蓄品の購入過程において、官製談合や法令等に従う義務違反があったとの疑念を持たれ、住民監査請求がなされるに至っているが、監査の過程で一連の事務処理を確認したところ、こうした請求がなされてもおかしくない不適切な事務処理が行われていたと言わざるを得ない状況であった。

まず、施設整備課において計画的な事務執行ができていなかったことが、不適切な事務処理につながったものであるが、そもそも6月補正予算を要求する時点で、購入に向けたスケジュールの見通しが立てられているはずであり、事務処理の計画と進捗管理に甘さがあったと言わざるを得ない。加えて同課では、担当者任せとなり、組織的な対応ができていなかったことも要因と考えられる。今後は、関係法令の遵守はもとより、各担当内、所属内で定期的に事務事業の進捗状況や課題を共有するとともに、管理職員による進捗管理の徹底を図り、計画的な事務処理に努めるべきである。

特に、マニュアルは、過去における県職員の不祥事を契機に策定された経緯からも、マニュアルの遵守をおろそかにすることは厳に慎むべきである。

また、メールの文面を根拠に官製談合があったと指摘されているが、指摘されてもおかしくない文面であったことは否定できず、今後は、内部のメールといえども、安易に送信することがないように、内容の重要性を判断し、重要なものについては、実際の文面を事前に複数人で確認等すべきである。

県教育委員会にあっては、以上のようなことを踏まえ、今後の事務処理にあたっては、競争性、透明性、公正性の確保の観点から、一般競争入札の原則を十分に認識した上で、早急に、今回の不適切な事務処理が行われた原因を検証し、施設整備課はもとより、県立学校等において、計画的かつ適正な事務執行に資する体制づくりや必要な研修を行うなど、今後二度と同じような事務処理を繰り返すことのないよう、的確な対策を講じることを強く望むものである。